

(別表)

## 2018年10月から12月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2018/10/25	セメント系材料からの核種放出挙動評価手法の調査及び開発	2018.10.25~2019.3.15	1式	(一財)電力中央研究所	7,884,000	
2018/10/30	長期にわたる地形変化に係る基盤情報の整備	2018.10.30~2020.2.21	1式	応用地質㈱	37,800,000	
2018/10/30	ボーリング孔の閉塞技術の検討(2018)	2018.10.30~2019.3.15	1式	鹿島建設㈱	47,325,600	
2018/11/22	Officeライセンスの購入	2019.1.31	1式	原電エンジニアリング㈱	3,779,676	

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2018/12/17	地質環境特性に関するデータベースの整備(2018)	2018.12.17~2019.3.18	1式	地熱技術開発㈱	32,734,800	

[公募]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2018/10/25	パネルスケールを対象とした核種移行解析モデルの検討	2018.10.25~2019.3.8	1式	㈱QJサイエンス	36,000,000	
2018/10/30	緩衝材中における微生物共存下金属腐食試験	2018.10.30~2020.3.20	1式	(一財)電力中央研究所	71,582,400	
2018/11/15	ボーリング孔を利用した長期地質環境の観測技術の高度化(2018)	2018.11.15~2019.3.18	1式	ニュープレクス㈱	32,940,000	

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2018/11/7	予算・資金業務等に係る会計予算システムの改良(2018)	2018.11.7~2019.3.22	1式	(一財)日本システム開発研究所	19,440,000	会計規程第21条第4項
2018/12/18	NUMO包括的技術報告書レビュー	2018.12.18~2019.3.22	1式	(一社)日本原子力学会	7,290,000	会計規程第21条第4項

[重要な契約変更]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。